

12. 特定粉じん発生施設

別表第9（特定粉じん発生施設）（大気汚染防止法施行令別表第2の2）

施設の種類	規 模
1. 解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2. 混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
3. 紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
4. 切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5. 研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
6. 切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
7. 破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
8. プレス（剪断加工用のものに限る）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
9. 穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

備考 この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除くものとする。

特定粉じんの敷地境界基準は、特定粉じん発生施設を設置する工場等の敷地境界で10本／リットル以下です。
--